

笛吹市南部学校給食センター厨房設計業務等  
公募型簡易プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、笛吹市南部学校給食センター(以下「給食センター」という。)建設事業における、厨房機器納入業者の選定及び厨房設計に関し、必要な事項を定める。

(参加資格)

第2条 次の各号を全て満たすこと。

- (1) 厨房機器メーカーとして自社工場を有すること。
- (2) 令和元年4月以降の竣工物件で、調理能力2,200食以上かつドライ方式の学校給食センター厨房機器一式を納入した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき更正又は再生手続をしていないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
- (6) 法人税、市税、消費税等を滞納していない法人等であること。

(選定方法)

第3条 事業の公平かつ適正な実施に当たり、学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示第64号)及び大量調理施設衛生管理マニュアル(平成28年生食発1006第1号)等の関係法令に基づき、厨房機器メーカーによる豊かな創造性、高度な技術力、経験、実績、コスト削減、食育、環境対策等に配慮した質の高い提案を求めるため、公募型簡易プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)によるものとする。

また、笛吹市南部学校給食センター厨房設計業務等公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提案資料と担当者からのプレゼンテーションにより審査を行い、最も点数が高い業者を本事業における厨房設計を含む厨房機器納入業者とする。

なお、最も点数が高い業者が複数の場合は、審査委員の協議により、これを決定する。

(被選定業者)

第4条 プロポーザル審査の結果、選定された業者は、別途笛吹市が発注する笛吹市南部学校給食センター建設工事において、次のとおり取り扱うものとする。

る。

(1) 設計協力

(ア) 厨房機器一式に係る選定並びに採用

(イ) 建設設計に係る協力

(2) 厨房機器納入

(ア) 厨房機器一式の納入及び設置

(イ) 機器の取扱い説明及び指導

(ウ) 安定稼動までの担当者の常駐

(エ) 厨房機器一式に係る契約は、市議会において、令和9年度予算が可決されたのちに締結を行う。また、厨房機器の納入時期は令和10年11月を予定する。なお、予算が否決された場合、本プロポーザルは無効とする。

(プレゼンテーション)

第5条 プレゼンテーションは、次の各号に基づき実施する。

(1) 審査委員会において、提案書のプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーションは、1社につき45分以内(準備5分、説明20分、質疑応答20分)とする。

(3) プレゼンテーションに関する詳細な日時及び場所については、後日通知する。

(4) 説明者は、給食センター竣工までの間を通じて携わる者を含め3人以内とする。ただし、人事異動等による事情が生じた場合は、事業者の責任においてこれを補完する。

(5) パソコン等の使用は可とするが、必要な機器並びにスクリーンは提案者が用意するものとする。

(6) プレゼンテーションは、提出済みの提案書をもとに行い、追加資料の提出や提案書に記載のない提案は禁止する。

(7) プレゼンテーションは非公開とする。

(プロポーザル参加手続き)

第6条 プロポーザルへの参加を検討する業者は、連絡担当者報告票(様式第1号)を提出する。その際、給食センター提案書提出要請書(様式第2号)の内容を確認の上、参加を希望する業者については、参加申込書(様式第5号)を提出する。

(審査項目)

第7条 提案書の審査は、次の各号に定める項目について評価を行い、選定する。

(1) 配置計画(配点25点)

(ア) 厨房機器の配置

(イ) 作業動線

(ウ) 衛生管理

- (2) 機器計画(配点 25 点)
  - (ア) 機器の選定
  - (イ) ランニングコスト
  - (ウ) 備品提案
- (3) 業務体制(配点 25 点)
  - (ア) 業務の運営及び機器使用の指導体制
  - (イ) メンテナンス及び修理のサポート体制
  - (ウ) 企業の納入実績
- (4) 見積金額(配点 15 点)
  - (ア) 厨房機器の見積金額
- (5) その他(配点 10 点)
  - (ア) 食育提案
  - (イ) 防災、減災提案
  - (ウ) 環境提案
  - (エ) その他

(提案書の無効条件)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された提案書は無効とする。

- (1) 提出方法、提出期限に適合しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 本要領及び提出要請書等公表後に、本事業関係者に対し助言を求めた場合。

(提案書の取扱い)

第9条 提出された提案書は返却しない。なお市は提出された提案書を、他の目的で使用することはできないものとする。

- 2 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された提案書は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- 4 提出された提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- 5 市は、他事業者の提出した提案書、内容等に関する問い合わせは一切受け付けない。
- 6 参加者は、審査結果について一切の異議を申し立てることはできない。
- 7 審査結果は、提案書提出者全員に通知する。なお、詳細な採点結果は公表しない。ただし、自社の得点および順位については申入れに応じて回答する。

附 則

この要領は、令和7年9月19日から施行する。